

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桜井市長 松井 正剛

市町村名 (市町村コード)	桜井市 (29206)
地域名 (地域内農業集落名)	大泉地区
	(大泉集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落内農家の高齢化が進んでおり、今後の担い手の減少が懸念される。また、同集落内における若手といわれる年齢層の農業への意欲の低下が感じられる(地域共同作業への参加率の低下等)。そのほか、公的な補助金頼りの運営からの脱却、高齢化による集落営農組織の組織力の低下を解消するための再編など。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手への農地の集約・集積化を進める。また、集落営農組織を中心に、スマート農業の導入による省力化、六次産業化による高収益化などを進める。また、女性の農業参加も進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.07 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落内農地(集落内在住所有者を中心)の場合、担い手を中心に前向きに検討し集約に取り組む。今後新規就農者等についてある程度の実績を鑑みた上にはあるが、集落として営農上のサポート及び集積・集約についても前向きに検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し農地所有者は原則として農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気やけが等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地所有者と確認を行いながら、畦畔除去等の整備を検討し営農の効率化に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJA等、他団体との連携や、オペレーターの育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣被害防止対策
鳥獣被害防止柵等の設置により対策を行う
- ・スマート農業の導入
集落営農組織を中心に、農業用ドローン等の導入により省力化を進める
- ・農地の保全・管理
高齢化等により離農された農地も担い手等へ集積をすることで、保全・管理を行う。